

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度 性的マイノリティ電話相談業務
発 注 課	市民文化局男女共同参画室男女共同参画課
選 定 事 業 者	（公財）さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務で受ける相談は、性的指向や性別の違和感に関するもののほか、医療やパートナー、カミングアウト、就労など、多岐に渡り、性のあり方に関するデリケートな内容も多いため、性的マイノリティについて正しい知識を持ち、即時に適切な対応ができる電話相談スキルを有する相談員が対応できるような体制を構築することと、徹底した情報管理の両立が求められる。当該業者は、これまでの活動を通して当事者を含む多くの市民活動団体との広いネットワークを有し、人権啓発の活動及び相談業務を行ってきた実績からも相談員を確保できると見込まれる。また、当該業者は平成18年度から札幌市男女共同参画センターの指定管理者として同規模の相談業務を良好に実施している実績があり、当該業者が管理する施設内に相談体制を整えることが可能であり、設備面でも十分に情報管理を行うことができる。 以上のことから、当該業務を確実にかつ良好に履行できるのは、同センターの指定管理者であり、かつ当該業務の履行に必要な実績・資質の備わっている当該業者の他にはない。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）